

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

岩手県公安委員会規則第 4 号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和 35 年岩手県公安委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第 1 章～第 6 章 [略] 第 7 章 講習等（第 34 条— <u>第 37 条の 7</u> ） 第 8 章 [略] 附則 （交通規制の対象から除く車両等） 第 5 条 法第 4 条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる車両は、 法第 4 条第 1 項の規定に基づく道路標識等による交通の規制 の対象から除くものとする。 （1）～（3） [略] （4） 道路標識等による法第 45 条第 1 項の規定による駐車禁 止の規制並びに法第 49 条の 2 第 2 項及び第 4 項の規定によ る時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両 ア～ウ [略] エ 次に掲げる者が現に使用中の車両で、公安委員会が交 付する標章（他の都道府県公安委員会が交付する同種の ものを含む。）を掲出しているもの（ <u>（オ）</u> にあつては、 <u>昼</u> 間（日の出から日没までの時間をいう。）に限る。） （ア） 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳（別表第 1 の 2 備考 2 に おいて「身体障害者手帳」という。）の交付を受けてい る者（同表において「身体障害者」という。）であつて、 同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、同表の 1 の欄に定める障害の級別に該当するもの <u>（イ）</u> [略] <u>（ウ）</u> [略] <u>（エ）</u> [略] <u>（オ）</u> [略] 2 [略] （運転免許取得者教育の認定）	目次 第 1 章～第 6 章 [略] 第 7 章 講習等（第 34 条— <u>第 37 条の 8</u> ） 第 8 章 [略] 附則 （交通規制の対象から除く車両等） 第 5 条 法第 4 条第 2 項の規定に基づき、次に掲げる車両は、 法第 4 条第 1 項の規定に基づく道路標識等による交通の規制 の対象から除くものとする。 （1）～（3） [略] （4） 道路標識等による法第 45 条第 1 項の規定による駐車禁 止の規制並びに法第 49 条の 2 第 2 項及び第 4 項の規定によ る時間制限駐車区間の規制の対象から除く車両 ア～ウ [略] エ 次に掲げる者が現に使用中の車両で、公安委員会が交 付する標章（他の都道府県公安委員会が交付する同種の ものを含む。）を掲出しているもの（ <u>（イ）</u> にあつては <u>岩</u> <u>手県内に、（カ）</u> にあつては <u>昼間</u> （日の出から日没までの 時間をいう。）に限る。） （ア） 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳（別表第 1 の 2 備考 2 に おいて「身体障害者手帳」という。）の交付を受けてい る者（ <u>（イ）</u> 及び同表において「身体障害者」という。） であつて、同表の障害の区分の欄に掲げる障害に応じ、 同表の 1 の欄に定める障害の級別に該当するもの <u>（イ） 身体障害者のうち、（ア）に掲げる者以外の者であ</u> <u>つて、公安委員会が歩行が困難であると認めるもの</u> <u>（ウ）</u> [略] <u>（エ）</u> [略] <u>（オ）</u> [略] <u>（カ）</u> [略] 2 [略] （運転免許取得者教育の認定）

第 37 条の 7 [略]

別表第 1 (第 2 条関係)

申請書等	経由先
[略]	
[略]	[略]
運転免許取得者教育認定申請書 (様式第 29 号の 7)	

別表第 1 の 2 (第 5 条関係)

身体障害者等の区分 障害の区分	1 身体障害者	2 戦傷病者
[略]		
下肢不自由	1 級、2 級及び 3 級の 1	[略]
[略]		

[略]

別表第 2 (第 12 条の 2 関係)

種 類	路線名	区 間
[略]		
一般国道	[略]	
	45号	陸前高田市気仙町字福伏103番1から大船渡市三陸町越喜来字所通48番1まで
		下閉伊郡山田町船越第2地割30番47から山田第1地割11番1まで
		[略]

第 37 条の 7 [略]

(認知機能検査員講習の申請等)

第 37 条の 8 法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ又は第 101 条の 4 第 2 項の認知機能検査を行う者に対する講習 (以下「認知機能検査員講習」という。)を受けようとする者は、講習手数料を添えて、認知機能検査員講習受講申請書 (様式第 30 号) を公安委員会に提出しなければならない。

2 公安委員会は、認知機能検査員講習を終了した者に対しては、認知機能検査員講習終了証明書 (様式第 31 号) を交付する。

別表第 1 (第 2 条関係)

申請書等	経由先
[略]	
[略]	[略]
運転免許取得者教育認定申請書 (様式第 29 号の 7)	
認知機能検査員講習受講申請書 (様式第 30 号)	

別表第 1 の 2 (第 5 条関係)

身体障害者等の区分 障害の区分	1 身体障害者	2 戦傷病者
[略]		
下肢不自由	1 級から 4 級までの各級	[略]
[略]		

[略]

別表第 2 (第 12 条の 2 関係)

種 類	路線名	区 間
[略]		
一般国道	[略]	
	45号	陸前高田市気仙町字福伏103番1から大船渡市三陸町越喜来字所通48番1まで
		陸前高田市米崎町字高畑94番2から大船渡市大船渡町字鷹頭55番1まで
		釜石市松原町二丁目35番3から港町二丁目51番50まで
		下閉伊郡山田町船越第2地割30番47から山田第1地割11番1まで
		[略]

[略]	
283号	遠野市上郷町平野原3地割20番2地先から宮守町下鱒沢16地割12番1地先まで 遠野市宮守町下鱒沢22地割44番11地先から花巻市高田440番10地先まで 釜石市甲子町第7地割154番5から遠野市上郷町平野原3地割20番2まで
[略]	
市道	[略]
常盤台 藤沢線	[略]
町道	[略]
南花沢 前野線	胆沢郡金ヶ崎町西根舟久保22番1地先から前野242番地先まで
臨港道路	[略]
野々田 5号	[略]

様式第5号の2の2（第10条の2の2関係）

[略]
<u>この処分</u> に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に岩手県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。）。処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴

[略]	
283号	釜石市松原二丁目34番1地先から甲子町第7地割152番18地先まで 釜石市甲子町第7地割154番5から遠野市上郷町平野原3地割20番2まで 遠野市上郷町平野原3地割20番2地先から宮守町下鱒沢16地割12番1地先まで 遠野市宮守町下鱒沢22地割44番11地先から花巻市高田440番10地先まで
[略]	
市道	[略]
常盤台 藤沢線	[略]
東大通り1号 線	奥州市水沢区東大通り1丁目50番2地先から138番地先まで
大町只 越1号 線	釜石市港町二丁目2番2地先から只越町一丁目4番9地先まで
町道	[略]
南花沢 前野線	胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻南花沢13番1地先から西根森山9番地先まで
臨港道路	[略]
野々田 5号	[略]
須賀幹 線臨港 道路	釜石市港町二丁目1番1地先から2番2地先まで

様式第5号の2の2（第10条の2の2関係）

[略]
<u>1 この処分</u> に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。）。

訟において岩手県を代表する者は岩手県公安委員会となります。)、提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならぬこととされています。

[略]

[略]

様式第5号の2の9(第10条の2の7関係)

[略]

この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に岩手県公安委員会に対して、異議申立てをすることができます(なお、処分の通知を受けた日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。)。処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として(訴訟において岩手県を代表する者は岩手県公安委員会となります。)、提起しなければなりません(なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならぬこととされています。

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第29号の7の次に次の2様式を加える。

様式第30号(第37条の8関係)

※ 受講場所

2 この処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として(訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

[略]

[略]

様式第5号の2の9(第10条の2の7関係)

[略]

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岩手県公安委員会に対して書面をもって異議申立てをすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。)

2 この処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として(訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。)、提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

[略]

[略]

※ 受講年月日	年 月 日
認知機能検査員講習受講申請書	
年 月 日	
岩手県公安委員会 様	住 所
	氏 名
	年 月 日生
<p>道路交通法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ又は第 101 条の 4 第 2 項の認知機能検査を行う者に対する講習を受けたいので申請します。</p>	
手 数 料	

備考 ※印欄は、記載しないでください。

(A 4)

様式第 31 号 (第 37 条の 8 関係)

第 号
認知機能検査員講習終了証明書
住 所
氏 名
年 月 日生
<p>上記の者は、年 月 日道路交通法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イ又は第 101 条の 4 第 2 項の認知機能検査を行う者に対する講習を終了した者であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">岩手県公安委員会 </p>

(A 4)

附 則

- この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の日から平成 21 年 5 月 31 日までの間におけるこの規則による改正後の岩手県道路交通法施行細則の規定の適

用については、同規則第 37 条の 8 中「法」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 90 号）による改正後の法」と、同規則様式第 30 号及び様式第 31 号の様式中「道路交通法」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 90 号）による改正後の道路交通法」とする。

3 岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（平成 19 年岩手県公安委員会規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p><u>3 改正前の規則第 5 条第 1 項第 3 号（アからウまでに限る。）の規定を適用したとしたならば、同号の規定による標章の交付を受けることができる者（改正後の規則第 5 条第 1 項第 4 号ウの適用を受ける者を除く。）については、当分の間、改正後の規則第 5 条第 1 項第 4 号ウに掲げる者とみなす。</u></p> <p>4 前項の規定により、改正後の規則第 5 条第 1 項第 4 号ウに掲げる者とみなされた者に対して交付する標章の効力が及ぶ範囲は、岩手県内とする。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	